

災害

御嶽山火山災害再捜索活動

御嶽山火山災害再捜索活動へ
岳南広域消防本部から職員3
人を派遣しました

平成26年9月27日の御嶽山
噴火災害によって行方不明と
なった登山客6人の再捜索活
動のため、岳南広域消防組合
から3人の救助隊員を派遣し
ました。

県内13の消防本部で構成し
た長野県消防派遣隊による再
捜索は、7月29日から8月6
日まで9日間にわたり、31日
には行方不明となっていた山
梨県甲斐市の男性が遺体で発
見されましたが、残る5人の
発見には至りませんでした。



▲▼▶活動の様子



活動を行った隊員の感想

捜索場所に到着したとき、映像でしか観たことがない、「戦争で空襲を受けた場所」と思うほどの状況で、火山災害の恐ろしさを身を持って感じました。

活動の方法は、主に目視による捜索、火山灰を掘り起こしての捜索でした。火山灰は、泥濘だと歩き辛く、固まってしまふと掘り起こすのに大変でした。

今回の活動では、行方不明者全員を家族の元へ帰してあげられず、非常に残念ですが、重点捜索場所および遺族からの要望があった場所全ての捜索を行いましたので、やれることはやってきたと思います。

合同捜索隊は、重点捜索エリアの検索を8月6日に終了し、7日昼前に隊員70人余りが出席して解散式を行い、活動を終了しました。

問い合わせ先
岳南広域消防本部
☎(23)01119

防災

「中野市すぐメール」を開始しました



市では、皆さんに安心で安全な生活をお過ごしいただくため、防災行政無線の放送内容(災害、火災、迷い人など)や緊急防災情報(地震情報、土砂災害警戒情報など)を、携帯電話やパソコンに電子メールで提供するサービスを開始しました。

どなたでもご利用いただけますので、皆様のご登録をお待ちしております。
なお、登録は無料ですが、メールおよびインターネットの通信料金は、登録者の負担となります。

登録方法

メールを受信するためには、利用者登録が必要です。次のとおり事前に登録をお願いいたします。

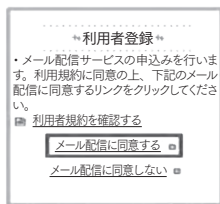
表示されたQRコードにアクセスします。

※QRコードを使用しない場合は、次のアドレス宛に空メールを送信してください。
メールアドレス先アドレス
E-nakano@sgm.jp

②メール送信 「メールを送信する」を押し、「空メール」を送信してください。
※お使いの携帯端末で迷惑メール設定をされていると、本登録メールが受信できませんのでご注意ください。

③空メールを送信する
空メールを送信すると、数秒以内に本登録メールが返信されます。空メール送信後に携帯端末の反応が無い場合は、迷惑メール防止設定を見直してください。

上「メール配信に同意する」を選択してください。



▲利用規約を
確認し、「メ
ール配信に
同意する」
を選択し、
送信する。

④配信カテゴリ選択 配信カテゴリから取得したい情報を選択し、次の画面に進みます。

⑤利用者情報入力 配信希望地区を選択し、次の画面に進みます。利用者情報確認画面で入力内容を確認して、「入力内容を登録する」を押しください。

⑥登録完了 登録されたメールアドレスに本登録完了のお知らせが届きます。

※パソコンからの登録手続きにつきましては、中野市公式ホームページの防災・緊急時情報欄「中野市すぐメール」から登録ください。

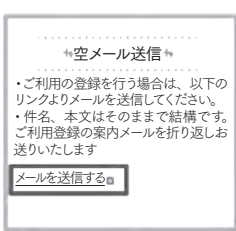
問い合わせ先
政策情報課情報統計係
☎(22)21111 (内線217)

QRコード



上記QRコードを読み取り、お使いください

①QRコード読み取り 左記のQRコードを読み取り、



▲上記画面に
表示された
QRコードを
読み取り、
送信する。

③利用者登録 登録用QRコードがメールで届きますので、利用規約を確認し、同意の

制度

平成27年10月5日から マイナンバー制度がスタート



10月以降「通知カード」が送付されます

10月以降、住民票の住所地に、マイナンバーを記載した「通知カード」が、世帯ごとに簡易書留で送付されます。

マイナンバーは、一生使う大事なものですので、お手元に届いた「通知カード」は大切に保管してください。なお、紛失などした場合は、改めて再交付の手続きをしていただくこととなります。

「通知カード」に同封された申請書を郵送することにより、身分証明書としても利用できる「個人番号カード」を無料で取得することができます。(平成28年1月以降交付) また、平成28年1月からは、年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の申請書などに、マイナンバーを記載することとなります。

住民票の住所地で「通知カード」を受け取ることができない方

やむを得ない理由により、住民票の住所地で「通知カード」を受け取ることができない方は、住民票のある住所地の市区町村に、居所情報登録申請書を提出してください。

※「通知カード」が確実に届くよう、やむを得ない場合を除き、住民票の住所地と現在お住まいの居所が違う方は、9月末までに住所変更の手続きをお願いします。

- 申請対象者(次に該当する方)
- ・東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難されている方
 - ・DV・ストーカー行為などや、児童虐待などの被害者で、住所地以外の居所に移動されている方
 - ・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院、入所されている方
 - ・その他、やむを得ない理由により、住所地で受け取ることができない方

提出書類

- ① 通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書(市区町村窓口またはホームページより入手、ダウンロードしてください)
 - ② 申請者の本人確認書類(運転免許証など)
 - ③ 居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)
 - ④ 代理人が申請する場合は、代理権を証明する書類(委任状など)
 - ⑤ 代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証など)
- 提出先 住民票のある住所地へ直接持参するか、郵送してください。
- 申請期限 9月25日(金)(必着)

※詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

- 問い合わせ先
- マイナンバーに関すること
マイナンバーコールセンター
0570(20)0178
 - 窓口業務に関すること
市民課窓口係
☎(22)2111(内線274)

調査

平成27年 国勢調査 ~インターネットでの回答をお願いします~



国勢調査は、10月1日現在、日本に住んでいる全ての人および世帯が対象となります。調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

○インターネットでの回答が行えます

今回の調査では、利便性の向上を図るなどの観点から、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答のなかった世帯に対し、従来のとおり紙の調査票を配布して調査を行います。

※インターネット回答期間 9月10日(木)~20日(日)
(インターネットで回答いただいた世帯に対しては、調査員の訪問はなく、紙の調査票に記入する必要はありません。)

※詳しくは国勢調査コールセンターまでお問い合わせください
国勢調査コールセンター 0570(07)2015 (受付時間 午前8時~午後9時)

問い合わせ先 政策情報課情報統計係 ☎(22)2111(内線217)